

株式会社岸本医科学研究所等に対する再生支援の完了について

2011年10月19日
株式会社企業再生支援機構

株式会社企業再生支援機構（以下「機構」という。）は、下記の対象事業者らについて、2010年12月9日付けで株式会社企業再生支援機構法（平成21年法律第63号。以下「法」という。）第25条第4項に規定する支援決定を行い、支援を行ってきました。対象事業者らは、機構の支援の下で、事業再生計画に従い、2011年4月1日付けで、株式会社ビー・エム・エル（以下「スポンサー」という。）の完全子会社との間で会社分割（吸収分割）を実施し、同社に事業を承継させ、現在、同社は、スポンサーのグループの一員として承継した事業を運営・継続しています。今般、承継事業に関する実務面の引継ぎが完了したため、機構は、支援決定に係る再生支援を完了することといたしました。

（注）会社分割実施後の旧株式会社岸本医科学研究所（現在の商号：新川管財株式会社）は、2011年6月27日付けで、札幌地方裁判所から特別清算開始決定を受け、現在、特別清算中です。

1. 対象事業者の氏名又は名称
株式会社岸本医科学研究所及び株式会社道東臨床検査センター
2. 買取決定等にかかる債権の買取価格
本件では法第31条第1項に規定する債権買取り等をしない旨の決定を行ったため、機構による債権の買取はございません。
3. 機構が行った支援の概要
本件において、機構は、金融機関、スポンサー及び対象事業者等の関係者調整に関与することで、対象事業者らの支援を行いました。

以上